

(厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第十二条 厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号)の一部を次の表の
ように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)及び第9の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者 (略)</p> <p>三(五) (略)</p> <p>五の二 介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び注3、第7の2の3の注並びに第15の1の7の注の厚生労働大臣が定める者 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表」という。)の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者</p> <p>五の三 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の厚生労働大臣が定める者</p> <p>スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。)第一条第二号に掲げる区分一(第五号の四において「区分一」という。)以上に該当する者</p> <p>五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4及び注4の5の厚生労働大臣が定める者</p> <p>スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号)第二号に規定する区分一(次号において「障害児支援区分一」という。)以上に該当する者</p> <p>五の五 介護給付費等単位数表第7の1の注5、注6、注8、注9</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者 (略)</p> <p>三(五) (略)</p> <p>五の二 介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び第7の2の3の注の厚生労働大臣が定める者 別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者</p> <p>五の三 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の厚生労働大臣が定める者</p> <p>別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。)第一条第二号に掲げる区分一(第五号の四において「区分一」という。)以上に該当する者</p> <p>五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4及び注4の5の厚生労働大臣が定める者</p> <p>別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号)第二号に規定する区分一(次号において「障害児支援区分一」という。)以上に該当する者</p> <p>(新設)</p>